

# 自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令 に規定する国土交通大臣が告示で定める方法

平成 15 年 9 月 25 日国土交通省告示第 1323 号  
最終(全部)改正 平成 18 年国土交通省告示第 350 号  
最終(一部改正) 平成 19 年 7 月 2 日国土交通省第 865 号

(10・15 モード燃費値及びJC08 モード燃費値の算定方法)

## 第一条

自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令(昭和 54 年通商産業省・運輸省令第 3 号)第 1 条の表第 1 号の国土交通大臣が告示で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成 18 年国土交通省告示第 1268 号)による改正前の道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成 14 年国土交通省告示第 619 号)別添 42 に規定する 10・15 モード法により運行する場合における燃料 1 リットル当たりの走行距離をキロメートルで表す方法
- 二 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示別添 42 に規定する JC08H モード法により運行する場合における燃料 1 リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値及び同告示別添 42 に規定する JC08C モード法により運行する場合における燃料 1 リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値を、それぞれ 0.75 及び 0.25 の割合で加重して調和平均する方法

## 第二条(重量車モード燃費値の算定方法)

自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令第 1 条の表第 2 号の国土交通大臣が告示で定める方法は、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示別添 41 に規定する JE05 モード法により運行する場合における燃料 1 リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値(以下「都市内走行モード燃費値」という。)及び別添に規定する縦断勾配付き 80 キロメートル毎時定速モード法により運行する場合における燃料 1 リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値(以下「都市間走行モード燃費値」という。)を、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、同表の右欄に掲げる走行割合で加重して調和平均する方法とする。

自動車の種別		走行割合	
	車両総重量	都市内走行モード燃費値に加重する割合	都市間走行モード燃費値に加重する割合
エネルギーの使用の合理化に関する法律施行	高速自動車国道等(高速自動車国道法(昭和 32 年法律第 79 号))	1.00	0

令(昭和 54 年政令第 267 号)	第 4 条第 1 項に規定する道路及び道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 48 条			
第 21 条第 1 号に規定する乗用自動車であって、乗車定員 11 人以上かつ車両総重量 3.5 トン超	の 4 に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。)に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車(旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車をいう。以下同じ。)			
	高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車以外の自動車	3.5 トン超 14 トン以下	0.90	0.10
		14 トン超	0.65	0.35
エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第 21 条	けん引自動車(道路運送車両の保安基準第 1 条第 1 号に規定するけん引自動車をいう。以下同じ。)	3.5 トン超 20 トン以下	0.90	0.10
第 8 号に規定する貨物自動車であって、車両総重量 3.5 トン超のもの	以外の自動車	20 トン超	0.70	0.30
	けん引自動車	3.5 トン超 20 トン以下	0.80	0.20
		20 トン超	0.90	0.10

**備 考**

「車両総重量」とは、道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 40 条第 3 号に規定する車両総重量をいう。

**附 則**

この告示は、平成 19 年 7 月 2 日から施行する。